



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
第1巻 第1号

2013年7月(第16号)

暑中お見舞い申し上げます。連日真夏日が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。暑さに負けずに、今年も夏を乗り切りたいですね。

「事務所だより7月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 外国社員の労働保険・社会保険について
- 2 就業規則を整備していますか？
- 3 熱中症に注意しましょう！
- 4 当事務所から

外国社員の労働保険・社会保険について

外国人労働者について、労働保険や社会保険は対象にならないのはいかというご質問を受けますが、基本的には対象となります。今回は加入についてポイントをご紹介します。

■ 労働保険(労災保険・雇用保険)の加入

労災保険は、外国社員も一律に対象となります。

雇用保険は外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが明らかである者を除き、国籍を問わず対象となります。

■ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入

健康保険は、外国社員も一律に対象となります。

厚生年金は原則対象となりますが、社会保障協定を結んでいる国から来日した外国社員については主に二重加入防止を目的として次の通りとなります。

就労状況・派遣期間	加入する社会保障制度
5年以内と見込まれる一時派遣	協定相手国の社会保障制度
上記派遣者の派遣期間が、予見できない事情により5年を超える場合	・原則 日本の社会保障制度 ・両国の合意が得られた場合には、協定相手国の社会保障制度のみ
5年を超えると見込まれる長期派遣	日本の社会保障制度
日本での現地採用	日本の社会保障制度



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1042>

就業規則を整備していますか？

就業規則とは、会社で働く従業員の労働条件や守るべき服務規律などを具体的に定めた規則のことをいいます。従業員数が10人以上となったら作成し、会社の所在地を管轄する労働基準監督署に届け出ることが労働基準法で定められています。また変更した場合も同様の届出が必要です。

就業規則を作成する目的は、従業員一人ひとりが間違っただ判断・行動をしないよう、一律に守るべきルールを定め、よい企業秩序を維持することです。つまり就業規則はその会社の組織運営の骨格となる「憲法」の役割を果たすものと言えます。

就業規則を作成していますか？一度作成した就業規則でも、関連する法律が改正すると改定が必要となることがあります。内容の定期的なメンテナンスも必要なのです。

熱中症に注意しましょう！

今年は梅雨明けが例年以上に早く、早々と猛暑がやってきました。熱中症の発生は7月から8月がピークです。高温多湿な環境で、体内の水分補給や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります。毎年、熱中症で亡くなる方もいますが、適切な予防をすれば防ぐことができます。

熱中症予防の基本は①水分補給と②暑さを避けることです。こまめに水分、塩分を補給し、扇風機やエアコンを使った温度調節を心がけましょう。節電を意識しすぎてエアコンの使用をひかえると、室内でも熱中症になることもありますので注意が必要です。無理をしすぎないことが大切です。



【詳しいリーフレットはこちらをクリック】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002btf0-att/2r9852000002btgh.pdf>



当事務所から



事務所だより7月号はいかがでしたか。

今月は熱中症について取り上げましたが、夏場は屋外で作業する業種の皆さんにとっては、厳しい時期かと思えます。実際に熱中症による労働災害の3分の2は建設業で起こっているとの厚生労働省のデータがあります。屋外で作業をする皆さんはぜひお気を付け下さい。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号
(社会保険労務士法人アシスト 21内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美